

## GITA-JAPAN 論文投稿要領 (1.03 版)

### (投稿資格)

1. GITA-JAPAN の会員企業および個人会員とします。共著の場合は GITA-JAPAN の会員企業もしくは個人会員が含まれていることが必要です。

### (投稿方法)

2. 投稿の方法は、以下を GITA-JAPAN 事務局へ提出する。

(1) 投稿論文作成要領に従って作成した原稿 2部

(2) 投稿論文審査申込書(紙面および PDF 電子ファイル) 1式

(3) 上記2つの電子ファイル (PDF 形式. なお, 受理の際には WORD 形式) 1式

上記の(1), (2)は GITA-JAPAN 事務局へ郵送し, (2), (3)は電子メールの添付ファイルで送信する。宛先は以下の通り。

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-5 全国旅行会館ビル 1F

GITA-JAPAN 事務局

Tel 03-3264-1919

E-mail : [gitainfo@gita-japan.org](mailto:gitainfo@gita-japan.org)

(電子メールのタイトルは『氏名・投稿原稿審査申し込み』とする)

### (投稿受理する論文のテーマ)

3. 論文は、GIT(Geospatial Information Technology)に関連する実践的かつ実用的な理論, 地理空間情報の取得・データ構造・処理手法・ソフトウェアのアルゴリズム, 現実社会への GIT の応用や適用など, 社会における GIT の発展や普及に資することを目的としたテーマとする。

### (論文としての要件)

4. 原則として, 以下を条件とする。

- ・原則として未発表のもので上記テーマに合致する。
- ・原著論文は論文として完成されている。
- ・GITA-JAPAN 会員にとって有益・有用である。
- ・GITA-International 会員にとって有益・有用である。
- ・言語は日本語とし, アブストラクトのみ英語とする。
- ・GITA-JAPAN 査読委員による査読を受ける。

### (原稿の作成要領)

5. 投稿論文は, 原則として 10 ページ以内とし, 投稿原稿作成要領に従い, GITA-JAPAN 会員に分かりやすく執筆されなければならない。

(著作権の譲渡)

6. 受理された論文の著作権は、GITA-JAPAN に譲渡する。

(投稿料)

7. 投稿料は無料とする。

(審査)

8. 投稿論文は、GITA-JAPAN 査読委員が査読し、受理を幹事会で審査・決定する。なお、審査・決定の前に、当該原稿に対して加除修正を求めることがある。

(受理論文の公開)

9. GITA-JAPAN が受理した論文は、以下のとおり公開する。

- ・GITA-JAPAN 年次コンファレンス論文集（電子ジャーナル）への掲載（全ての受理論文）
- ・GITA-JAPAN 年次コンファレンスにおける口頭発表（一部の受理論文）
- ・GITA-International（北米，オーストラリア・ニュージーランド）年次コンファレンスに著者を派遣し、当該コンファレンスにおける口頭発表（一部の受理論文）

GITA-International における口頭発表にあたり、著者には論文の英語翻訳を求める。なお、海外コンファレンスへの派遣に係る交通費・宿泊費はGITAが負担する。

(提出物)

10. 審査結果に従い、以下を提出する。

- (1) 「受理」の場合は、Word 形式(Ver.97-2003以降)の原稿を提出する。また、著作権譲渡契約書を提出する。
- (2) 「条件付き受理」もしくは「再査読」の場合は、修正した原稿(PDFファイル)および修正意見に対する回答ファイルを提出する。
- (3) 「GITA-International年次コンファレンス口頭発表として受理」の場合は、印刷用原稿をWord 形式、著作権譲渡契約書を提出する他に、英語翻訳した原稿(Word 形式)も提出する。

(投稿期日)

11. 投稿論文は随時受け付ける。ただし、当該年度に審査対象とする論文募集には、年次コンファレンスの開催日程に応じた〆切日を設ける。

以上